

前橋市立元総社北小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止基本方針策定に当たって

(1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のために対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対称となった児童等が心身の苦痛を感じているものを定義とする。

（「いじめ防止対策推進法第二条」より）

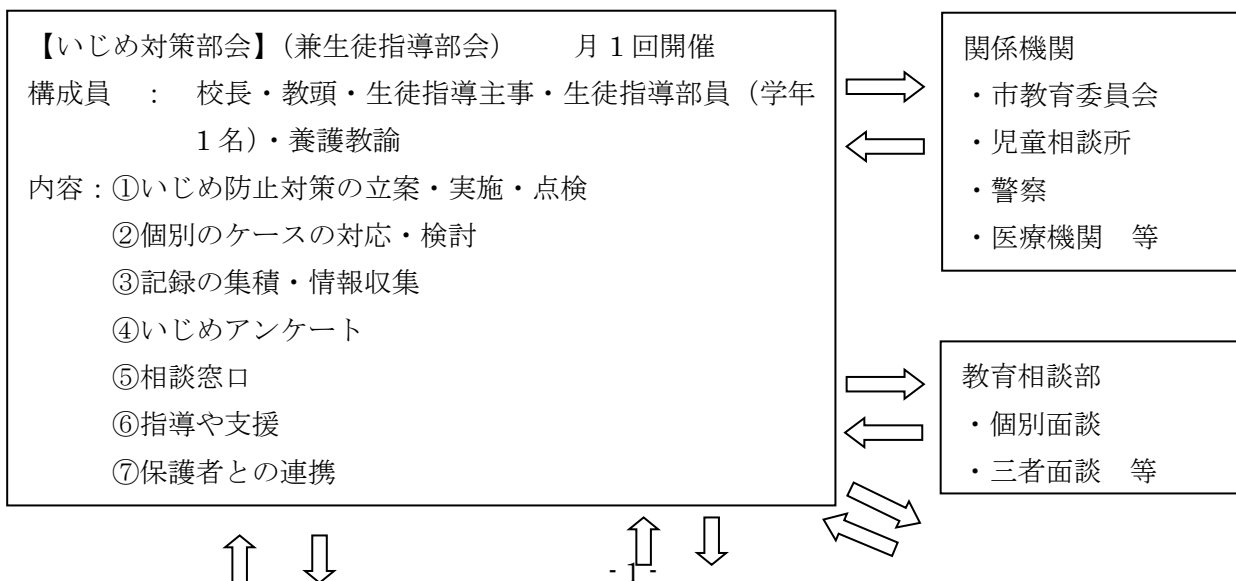
(3) 本校の基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する共通認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

(4) めざす児童像

- ・(かしこく) 友達の気持ちが考えられる子
- ・(やさしく) 誰にでもあたたかい言葉がかけられる子
- ・(たくましく) 正しいと思うことを実行できる子

2. 組織及び校内体制について



いじめ対応チーム
構成員：学年主任、担任、該当学年
職員、生徒指導主事、養護教諭、SC

校内研修
・授業改善
・いじめの理解・防止
に関する研修
・人間関係作り

道徳・特活部会
・いじめの未然防止に
向けた授業
・児童主体のいじめ防
止活動

3. いじめの未然防止

(1) 基本方針

人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ・友達同士が互いの良さを認め合う環境をつくるための教育活動を積極的に取り入れる。
- ・授業や様々な生活の場面で、集団生活のよりよい在り方について、考えていく場面を作り、正しいこととそうでないことの判断をしっかりとできるようにする。
- ・自他を見つめ、認め合う心を育成し、いじめ未然防止につなげる。

(2) 指導計画・研修計画の立案

別紙 「元総社北小学校 いじめ防止 全体計画」 参照

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図れるようにする。
- ・保護者からの相談には、家庭訪問や面談（担任の他、いじめ対策部含む）により迅速かつ誠実に対応する。
- ・本校 PTA が中心となる行事や地域行事への児童及び教職員の参加により、児童の様子を地域の方々を知っていただくとともに、意見交換など行う。
- ・地区別懇談会や地域連携会議等により、地域の方々と様々な意見交換を行う。
- ・元総社地区生徒指導部会（元総社中地区4校）により、意見交換を行うとともに、中学入学時にある程度共通した約束でスタートできるように、整備していく。

(4) 校内研修

- ・一人一人が生きる授業実践ができるように、授業の中で児童が主体的に活動できる手立て（興味・関心・意欲を高める手立て等）を研修・実践する。
- ・集団の一員としての自覚を高め、思いやりのある学級作りを行うために、その指導法等を研修し、教師の対応力を強化する。
- ・いじめの原因の一つとなるストレスのコントロールについて、ストレスを生まない学級作りやストレスがあっても負けない自信を育む方法を研修する。

4. いじめの早期発見

(1) 児童のささいな変化に気づくための取り組み

①いじめアンケート

- ・いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるという観点から、毎月1回、アンケートを実施する（生活アンケート）。
- ・いじめアンケートの形式、持ち方については、毎年、検討を重ね、必要に応じて修正していく。
- ・アンケートに記述があった児童一人一人から担任が話を聞き、対応していく。必要に応じていじめ対策部会も対応に加わる。

②日常生活の見取り

- ・月1回の生徒指導・教育相談部会及び職員会議において、児童の変化や気になる行為を報告し合い（担任学級、保健室、担任外から）、全職員で共有する。
- ・上記以外でも、何かを感じた場合には、すぐに担任及び生徒指導部長へ連絡を入れる。
- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・発達障害等について、情報交換を密にして適切に理解をすすめる、一人一人の特性を大切にしながら指導に当たる。

③保護者・地域との日常的な連携

- ・欠席が続くなど、気になることがある場合は早めに電話連絡をし、場合によっては家庭訪問を行うなどして、保護者から情報を得る。
- ・懇談会や教育相談（夏秋・希望者）、家庭訪問等で保護者と情報を共有する。
- ・ウォーキングバスや交通指導の方、地域行事参加の方々などと情報交換を行っていく。

(2) 情報を確実に共有するための取り組み

- ・対応策を分析、検討するため、指導の記録を集積し、共有する。

(3) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

- ・いじめ対策部会等で方針を立案し、必要に応じてチームを立ち上げ、対応していく。

5. いじめに対する対応

(1) 重大事態の定義

(いじめ防止対策推進法より)

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」
- 「相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続しての欠席を含む）ことを余儀なくされている疑い」
- 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

(2) 重大事態発生の場合

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告をする。
- ②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ・必要に応じて適切な専門家等に加わってもらう。
- ③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑤調査結果を市教育委員会に報告する。

(3) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・情報モラル教室などを通して、情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

(4) その他

- ・いじめの様態により、以下の諸機関との関連も図っていく。
警察 市教委 児童相談所 学童施設 など
- ・児童会や学級代表の活動を中心に、全校集会での発表やいじめ防止スローガンの発表など、児童主体の活動を進めていく。
- ・事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

6. その他

○評価と改善について

- ・月1回の生徒指導部会（兼いじめ対策部会）で、定期的に計画のチェックを行う。
- ・年度末にはアンケート用紙や年間行事等の改善をしていく。

○保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- ・学級懇談会、学級便り等でクラスの取り組みを随時発信していく。
- ・学校便り等で学校の取り組みを随時発信していく。

○新型コロナウイルス感染に関する差別やいじめについて

- ・感染者や濃厚接触者に対する差別がないように、十分配慮していく。